

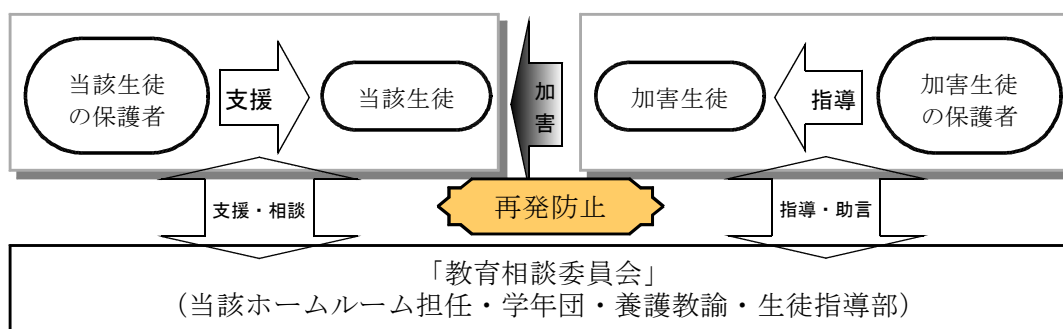
認知したいじめを速やかに解消した事例16（高等学校第3年生女子）

－全教職員による組織的な対応－

問題の把握

当該生徒及び保護者からホームルーム担任に「級友からいじめられている」との訴えがあった。ホームルーム担任が当該生徒及び加害生徒に事実確認したところ、友人同士の言い争いがエスカレートし、加害生徒から当該生徒への暴力行為、暴言及び誹謗中傷が確認された。

対応状況



【当該生徒への対応】

- ・ホームルーム担任による事実確認後、教育相談委員会を開催し、全校体制で当該生徒への支援内容を確認し、実施した。
- ・ホームルーム担任は、定期的な電話連絡及び家庭訪問を実施し、当該生徒の支援を継続した。
- ・教育相談委員会は、コーディネーター役として当該生徒の安全な学校復帰を目指し、養護教諭やスクールカウンセラーを活用して、当該生徒の支援に当たった。

【加害生徒への対応】

- ・ホームルーム担任及びスクールカウンセラーは加害生徒に対して、「いじめは人として絶対に許されないこと」「人権を侵す行為であること」を気付かせるよう指導し、当該生徒への謝罪の気持ちを醸成した。

【保護者への対応】

- ・管理職は当該生徒の保護者に対して、いじめに対する学校の対応方針と取組内容について説明し、学校と家庭が連携して当該生徒への支援を行うことについて説明し了承を得た。
- ・管理職は加害生徒の保護者に対して、いじめの内容及びカウンセリングの実施など学校の対応方針と取組内容を説明し了承を得た。

【校内における連携体制】

- ・いじめの認知後、直ちに「教育相談委員会」を組織し、指導方針について共通理解を図り迅速かつ組織的な対応を心がけた。
- ・報告・連絡・相談を基本に、各学年や生徒会による再発防止対応策を検討した。
- ・全教職員による、当該生徒に係る情報の共有化と、協働的な生徒指導体制について確認した。

※その後、当該生徒は、学校に復帰し「教育相談委員会」の支援を受けつつ、就職試験が内定し、無事卒業した。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・当該生徒の「安全確保」が第一目標となる。教職員や保護者が、「当該生徒を絶対を守る」という毅然とした姿勢を見せること。
- ・保護者に事実を伝え、連携を深めることにより、当該生徒及び加害生徒の実態に応じた適切な対応を図ること。
- ・教職員は、日ごろからホームルーム内の人間関係の把握に努めるとともに、得られた情報の共有化と役割分担を明確化した指導體制を構築すること。
- ・本事案を踏まえ、年度当初に学校としてのいじめの対応方針や校内体制について検証し、未然防止の観点から生徒及び保護者に説明し、指導方法の理解を得ておくこと。